

新富町定額減税調整給付金（不足額給付）申請書について

この申請書は、定額減税調整給付金（不足額給付）を受給するために、申請が必要な方が使用するものです。
なお、申請後に支給額を記載した通知をお送りしますのでご確認ください。

対象となる新富町定額減税調整給付金（不足額給付）とは
令和6年度に実施した調整給付金（当初給付）の金額に不足が生じる方に対し、支給する給付金です。
新富町は、令和6年度の定額減税に伴い、減税額が税額を上回る（減税しきれない）方を対象に、減税しきれない金額を「調整給付金（当初給付）」として支給いたしました。
その際、所得税分の「調整給付金（当初給付）」につきましては、対象者にいち早く支給するため、令和5年分の収入等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて、給付額を算定しています。
そのため、確定した令和6年分の収入等から改めて給付額を算定し、「調整給付金（当初給付）」に不足が生じる方へ支給いたします。

【本様式による申請が必要な方】

令和6年1月2日以降に他の市区町村や海外から本町に転入され、令和7年1月1日時点で新富町に居住していた方で、下記のような場合には申請が必要です。

- ・令和6年所得税額が令和5年所得税額より小さかった方（例：令和6年の収入が、令和5年の収入よりも少なかった方）
- ・令和6年中に扶養親族が増えた方（例：お子さまが出生された方） など

※「支給のお知らせ」又は「確認書」が届いた場合は、本様式による申請は不要です。

提出書類について

以下A、B、Cの中から、ご自身が当てはまる申請パターンにチェックし、指定された必要書類を同封してください。

A ①調整給付金（当初給付）の支給対象者であった ②令和6年6月3日以降に 令和6年度分個人住民税の税額変更が<u>なかった</u>	A 提出書類 1. 『調整給付金（当初給付）の支給確認書の写し』※1 2. 『令和6年分所得税の源泉徴収票 または 確定申告書の写し』※2 3. 『振込先口座がわかる書類』※3 4. 『本人確認書（マイナンバーカードや免許証等）』 チェックボックス ☐
B ①調整給付金（当初給付）の支給対象者であった ②令和6年6月3日以降に 令和6年度分個人住民税の税額変更が<u>あった</u>	B 提出書類 1. 『調整給付金（当初給付）の支給確認書の写し』※1 2. 『令和6年度分個人住民税の<u>変更通知書</u> または 特別徴収税額<u>変更通知書</u>などの写し』 3. 『令和6年分所得税の源泉徴収票 または 確定申告書の写し』※2 4. 『振込先口座がわかる書類』※3 5. 『本人確認書（マイナンバーカードや免許証等）』 チェックボックス ☐
C ○調整給付金（当初給付）の支給対象者では なかった	C 提出書類 1. 『令和6年度分個人住民税の納税通知書 または 特別徴収税額通知書 などの写し』 (令和6年6月3日以降に令和6年度個人住民税の税額変更があった方は『令和6年度分個人住民税の<u>変更通知書</u> または 特別徴収税額<u>変更通知書</u>などの写し』) 2. 『令和6年分所得税の源泉徴収票 または 確定申告書の写し』※2 3. 『振込先口座がわかる書類』※3 4. 『本人確認書（マイナンバーカードや免許証等）』 チェックボックス ☐

裏面の申請書に必要事項をご記入ください。

※1 令和6年度に給付された調整給付金（当初給付）の額がわかる資料をご用意ください。
お手元がない場合は、令和6年1月1日にお住まいだった市区町村へ再取得のお手続きをお願いいたします。
※2 給付額算出に必要な令和6年分所得税額等や、令和6年分所得税分控除不足額等がわかる書類の写しをご用意ください。
※3 通帳やキャッシュカード、デジタル通帳などの、振込先口座の金融機関名、支店コード又は支店名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる部分の写しを同封してください。

新富町定額減税調整給付金(不足額給付)申請書

(あて先)新富町長

1. 申請者(誓約事項・同意署名欄)

内容をご確認の上署名してください。

誓約事項・同意事項

1. 下記支給要件に従って、市区町村において算定した調整給付金(不足額給付)が支給されること、及び算定結果が0円となった場合、支給されないことに同意します。
①+②(合計額に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。)-③>0となる納税義務者

① 所得税分の所要額:3万円×減税対象人数※1 - 令和6年分所得税額
※1 納税義務者本人+令和6年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

② 個人住民税所得割分の所要額:1万円×減税対象人数※2 - 令和6年度分個人住民税所得割額
※2 納税義務者本人+令和5年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

③ 調整給付金(当初給付)の額

2. 調整給付金(不足額給付)の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

3. 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

4. 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。

5. (表面Cに該当する方のみ)調整給付金(当初給付)は対象外でした。

上記、誓約事項・同意事項に異議ありません。

氏名の署名または記名押印	表面でチェックした申請 パターンに○をつけてください	電話番号
印	A・B・C	
現住所	生年月日	
	明治・大正・昭和・平成・令和・西暦 年 月 日	
令和7年1月1日住所		
同上		
令和6年1月1日住所 ※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には、所得税分の3万円のみ対象		
同上		

2. 振込先口座の指定 (支給対象者本人名義の口座に限ります)

どちらか一方をご記入ください。

金融機関名(ゆうちょ銀行を除く)

支店コード

支店名

1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連
5.農協 6.漁協 7.信漁連

本店・支店
支所・出張所

分類(○をつけてください)

口座番号(右詰めでお書きください)

(フリガナ)
口座名義

1普通 2当座

ゆうちょ銀行

通帳記号
(6桁目がある場合は、※欄にお書きください)

通帳番号
(右詰めでお書きください)

(フリガナ)
口座名義

ゆうちょ銀行を選択された場合は、
貯金通帳の見開き左上または
キャッシュカードに記載された
記号・番号をご記入してください。

1

0

※

3. 代理人

法定代理人が申請する場合のみ、以下を記入してください。

※振込先口座は支給対象者本人名義の口座に限ります。

※代理人の本人確認書類(運転免許証等)と代理関係のわかる書類の写しを同封してください。

※支給対象者に代わり、代理人として申請書を提出することができるのは、法定代理人に限られます。

(法定代理人…親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)

代理人が申請書を提出する場合は内容をご確認のうえ、以下の代理人欄に記入してください。

代理人住所	(〒 -)	代理人電話番号	
フリガナ			
代理人氏名		ご関係	